

み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第一項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当を支給しない。

一 第二条の二各号に掲げる官署のうち人事院が定めるもの
二 準特勤官署のうち人事院が定めるもの

第五条 給与法第十四条第二項の任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員は、人事交流等により俸給表の適用を受けることとなった職員とする。

2 給与法第十四条第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 交流採用(官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をいう。以下同じ。)をされ、特勤官署又は準特勤官署に在勤することとなった職員で、当該官署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの
二 新たに特勤官署又は準特勤官署に該当することとなった官署に在勤する職員でその特勤官署又は準特勤官署に該当することとなった日(以下「指定日」という。)前三年以内に、検察官であつた者若しくは給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等(以下「行政執行法人職員等」という。)であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、又は交流採用をされ、当該官署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものの

3 給与法第十四条第二項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特勤官署又は準特勤官署に在勤することとなつたことに伴って住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が俸給表の適用を受けることとなつた日又は交流採用をされた日に特勤官署又は準特勤官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項(同条第三項及び第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。)並びに第十一条第二項の規定により支給されることとなる期間及び額

二 新たに特勤官署又は準特勤官署に該当することとなつた官署に在勤する職員で指定日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する官署が当該異動の前日に特勤官署又は準特勤官署に該当していたものとした場合に前条第一項及び第二項並びに第十一条第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第二号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する官署が当該職員の俸給表の適用を受けることとなつた日又は交流採用をされた日前に特勤官署又は準特勤官署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項並びに第十一条第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

4 前項の規定にかかわらず、前条第四項各号に掲げる官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第二項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当を支給しない。

(特勤勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整)

第六条 給与法第十四条の規定により特勤勤務手当に準ずる手当を支給される職員のうち給与法第十四条の八の規定により広域異動手当(その支給割合が百分の一を超えるものに限る。)を支給される職員の当該特勤勤務手当に準ずる手当の月額、異動等の日の俸給等の合計額に、次の各号に掲げる当該広域異動手当の支給割合の区分に応じ、第四条第二項の規定による支給割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じた割合を乗じて得た額(その額が上限額を超えるときは、当該上限額)とする。

一 百分の二を超える支給割合 百分の一
二 百分の一を超え百分の二以下の支給割合 百分の一

(端数計算)
第七条 第二条の規定による特勤勤務手当の月額又は第四条第二項若しくは前条の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の月額に一月未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの給与の月額とする。

(報告)
第八条 各庁の長は、特勤官署又は準特勤官署(以下この条において「特勤官署等」という。)が移転する場合、特勤官署等の名称が変更される場合その他人事院の定める場合には、速やかに、その旨及びその内容を人事院に報告するものとする。

2 前項に定める場合のほか、各庁の長は、人事院の定めるところにより、特勤官署等の所在地における生活環境等の実情について人事院に報告するものとする。

(特勤官署等の見直し)
第八条の二 特勤官署及び準特勤官署並びに級別区分については、五年ごとに見直すのを例とする。

(雑則)
第九条 この規則に定めるもののほか、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当に関し必要な事項は、人事院が定める。

(給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の特勤勤務手当基礎額)
第十条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、第二条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「受けていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

2 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員のうち、第二条第三項各号又は第四項各号に掲げる職員であるものの同条第一項の特勤勤務手当基礎額は、前項並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事院の定めるところにより算出した額とする。

(給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の特勤勤務手当に準ずる手当の月額)
第十一条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「受けていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

2 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員のうち、第四条第三項各号に掲げる職員であるものの特勤勤務手当に準ずる手当の額は、前項及び同条第三項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事院の定めるところにより算出した額とする。

附 則 (昭和六〇年四月一日人事院規則九一五五一一)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五別表宇宙科学研究所白田宇宙空間観測所に係る部分は、昭和五十九年九月一日から適用する。

附 則 (昭和六〇年四月六日人事院規則九一五五一一)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年五月一日人事院規則九一五五一一)
1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 改正後の人事院規則九一五五(以下「改正後の規則」という。)による級別区分が改正前の人事院規則九一五五による級別区分より下位である官署にこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き在勤している職員の特勤勤務手当の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、同条の規定による特勤勤務手当の月額が同日において受けていた特勤勤務手当の月額(以下「六十年特勤勤務手当の月額」という。)に達するまでの間(その期間内に当該官署が級別区分の異なる特勤官署(給与法第十三条の二第一項に規定する官署をいう。以下同

じ。)に該当することとなつた場合又は特地位官署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなつた日の前日までの間、当該六十年特地位勤務手当の月額に相当する額(六十年特地位勤務手当の月額が当該職員の特地位官署に在勤する期間に当該職員が在勤する特地位官署の施行日の前日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額を超えることとなる期間)については、当該合計額に当該支給割合を乗じて得た額とする。

附則 (昭和六十二年四月一日人事院規則九一五五―一四)
この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六十二年一月一日人事院規則九一五五―一五)
この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六十二年五月二一日人事院規則九一五五―一六)
この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六十二年一月一日人事院規則九一五五―一八)
この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五―一九(以下「改正後の規則」という。)別表大島税務署に係る部分は昭和六十二年十月二日から、改正後の規則別表名瀬労働基準監督署及び名瀬公共職業安定所に係る部分は同月五日から適用する。

附則 (昭和六十二年四月三〇日人事院規則九一五五―一〇)
この規則は、昭和六十三年五月一日から施行する。

1 この規則は、昭和六十三年五月一日から施行する。
2 改正前の人事院規則九一五五(以下「改正前の規則」という。)による級別区分が一級地とされていた官署のうち、改正後の人事院規則九一五五(以下「改正後の規則」という。)別表に掲げられないこととなつた官署で別に人事院が定めるものは、改正後の規則第一条の規定にかかわらず、昭和六十六年四月三十日までの間、同条の特地位官署とする。

3 前項の規定に基づき特地位官署とされた官署に在勤する職員の特地位勤務手当の月額は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き当該官署に在勤している者にあつては同日を受けていた特地位勤務手当の月額(この額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額の合計額に百分の四を乗じて得た額を超えることとなる期間)については、当該合計額に百分の四を乗じて得た額)に百分の百を超えない範囲内で人事院が定める期間ごとに人事院が定める割合を乗じて得た額、これらの者以外の者にあつてはこれらの者との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

4 改正後の規則による級別区分が改正前の規則による級別区分より下位である官署に在勤している職員の特地位勤務手当の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、人事院が定める日までの間(その期間内に当該官署が級別区分の異なる特地位官署に該当することとなつた場合又は特地位官署に該当しないこととなつた場合)にあつては、又は該当しないこととなつた日の前日までの間、同条の規定による特地位勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤する者にあつては同日を受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額(この額が当該職員の特地位勤務手当の月額の合計額を超えることとなる期間)については、当該合計額)に百分の四を乗じて得た額、これらの者以外の者にあつてはこれらの者との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算した額とする。

5 第二項の規定に基づき特地位官署とされた官署のうち別に人事院が定める官署に在勤する職員及び施行日の前日において給与法第十三条の三第一項に基づき準特地位官署とされていた官署のうち別に人事院が指定する官署に在勤する職員の特地位勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している者にあつては同日を受けていた当該職員の俸給及び扶養手当の月額の合計額(この額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間)については、当該合計額)に百分の四を乗じて得た額に百分の百を超えない範囲内で人事院が定める期間ごとに人事院が定める割合を乗じて

得た額、これらの者以外の者にあつてはこれらの者との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

附則 (昭和六十二年七月一日人事院規則九一五五―一一)
この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六十二年一月一日人事院規則九一五五―一二)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五別表奄美空港出張所及び名瀬測候所奄美空港出張所に係る部分は、昭和六十三年七月十日から適用する。

附則 (平成元年五月二九日人事院規則九一五五―一三)
この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年三月二六日人事院規則九一五五―一四)
この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年六月八日人事院規則九一五五―一五)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五別表宮古農業水利事業所に係る部分は、平成二年四月一日から適用する。

附則 (平成二年一月一〇日人事院規則九一五五―一六)
この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年一月二二日人事院規則九一五五―一七)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五の規定は、平成二十年十月二十五日から適用する。

附則 (平成三年六月一九日人事院規則九一五五―一八)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五(以下「改正後の規則」という。)別表東北地方建設局玉川ダム管理所に係る部分は平成三年四月一日から、改正後の規則別表南大東島地方気象台南大東空港分室及び与那国島測候所与那国空港分室に係る部分は同月十二日から適用する。

2 平成三年四月一日から同月十一日までの間の改正後の規則別表秋田県の項の適用については、同項中「東北地方建設局玉川ダム管理所」とあるのは「東北地方建設局玉川ダム工事事務所」とする。
附則 (平成三年一月二二日人事院規則九一五五―一九)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五別表の規定中福岡入国管理局厳原港出張所に係る部分は平成三年八月二十日から、門司税関厳原税関支署に係る部分は同月二十一日から、厳原海上保安部に係る部分は同月二十七日から、長崎地方支局厳原支局に係る部分は同月三十一日から、厳原測候所に係る部分は同年九月一日から、博多検疫所厳原・比田勝出張所に係る部分は同月五日から、厳原労働基準監督署に係る部分は同月九日から適用する。

附則 (平成三年十二月一日人事院規則九一五五―二〇)
この規則は、平成三年十二月一日から施行する。
附則 (平成三年二月二八日人事院規則九一五五―二一)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表長崎県の項の改正規定中長崎地方検察庁福江支部及び福江地区検察庁に係る部分は平成三年十二月二十日から、長崎地方検察庁福江支部及び長崎地方検察庁老岐支局に係る部分は同月二十一日から施行する。

附則 (平成四年四月一〇日人事院規則九一五五―二二)
この規則は、公布の日から施行する。
附則 (平成四年六月一日人事院規則九一五五―二三)
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の人事院規則九一五五(以下「改正後の規則」という。)第一条に定めるもののほか、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において給与法第十三条

の二第一項の特地官署とされていた官署のうち人事院の定める官署は、平成七年五月三十一日までの間、同項の特地官署とする。

3 前項の規定に基づき特地官署とされた官署に在勤する職員の特地勤務手当の月額、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額合計額（この額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の四を乗じて得た額に平成四年六月一日から平成六年五月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年六月一日から平成七年五月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

4 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位である官署に在勤する職員の特地勤務手当の月額、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、平成七年五月三十一日までの間（その期間内に当該官署が級別区分の異なる特地官署に該当することとなった場合又は特地官署に該当しないこととなった場合）にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、同条の規定による特地勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤する職員にあっては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額合計額（この額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の四を乗じて得た額に平成四年六月一日から平成六年五月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年六月一日から平成七年五月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額を、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額とする。

附 則 （平成四年二月一日人事院規則九一五五―二四）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五別表の規定中宮古海運事務所及び福岡入国管理局那覇支局平良港出張所に係る部分は平成四年十一月五日から、那覇植物防疫事務所平良出張所及び石垣海上保安部平良海上保安署に係る部分は同月六日から、沖縄地区税関平良出張所に係る部分は同月九日から適用する。

附 則 （平成五年四月一日人事院規則九一五五―二五）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五（以下「改正後の規則」という。）別表鹿児島県の項は平成五年三月二十九日から、改正後の規則別表北海道の項は同月三十一日から適用する。

附 則 （平成五年四月一日人事院規則九一五五―二六）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成五年四月三〇日人事院規則九一五五―二七）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附 則 （平成五年七月一日人事院規則九一五五―二八）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成五年一〇月一日人事院規則九一五五―二九）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年二月二八日人事院規則九一五五―三〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年四月一日人事院規則九一五五―三一）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年六月二四日人事院規則九一五五―三二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年七月一日人事院規則九一五五―三三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成七年三月三十一日人事院規則九一五五―三四）

（施行期日）

1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規則九一五五（以下「改正後の規則」という。）第一条に定めるもののほか、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において給与法第十三条の二第一項の特地官署（以下単に「特地官署」という。）とされていた官署のうち人事院の定める官署は、平成十年三月三十一日までの間、特地官署とする。

3 前項の規定に基づき特地官署とされた官署に在勤する職員の特地勤務手当の月額、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額合計額（この額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の四を乗じて得た額に平成七年四月一日から平成九年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

4 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位である官署に在勤する職員の特地勤務手当の月額、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、平成十年三月三十一日までの間（その期間内に当該官署が級別区分の異なる特地官署に該当することとなった場合又は特地官署に該当しないこととなった場合）にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、同条の規定による特地勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤する職員にあっては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額合計額（この額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の四を乗じて得た額に平成七年四月一日から平成九年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額とする。

5 施行日の前日において給与法第十三条の三第一項の規定に基づき準特地官署とされていた官署のうち、平成十年三月三十一日までの間同項の規定に基づく準特地官署とされていた官署のうち、平成十年三月三十一日までの間同項の規定に基づく準特地官署として人事院が指定する官署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額合計額（この額が当該職員の俸給及び扶養手当の月額合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の四（同日において官署を異にする異動の日から起算して五年に達している場合は、百分の二）を乗じて得た額に、平成七年四月一日から平成九年三月三十一日までの間にあっては百分の百（その期間内に官署を異にする異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、百分の五十）を、同年四月一日から平成十年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

附 則 （平成七年六月一日人事院規則九一五五―三五）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成七年十二月二八日人事院規則九一五五―三六）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成七年八月一日から適用する。

附 則 （平成八年五月一日人事院規則九一五五―三七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年七月一日人事院規則九一五五―三八）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年一〇月一日人事院規則九一五五—三九)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成八年七月十五日から適用する。

附 則 (平成九年二月二八日人事院規則九一五五—四〇)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成九年二月一日から適用する。

附 則 (平成九年四月一日人事院規則九一五五—四一)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年七月一日人事院規則九一五五—四二)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年七月二日人事院規則九一五五—四三)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表の規定中長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署に係る部分は、平成九年七月一日から適用する。

附 則 (平成九年一〇月一日人事院規則九一五五—四四)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年二月二四日人事院規則九一五五—四五)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条第二項及び第五条の改正規定、別表の改正規定(名古屋大学太陽地球環境研究所附属母子里観測所、東北大学理学部附属八甲田山植物実験所、山形大学農学部附属演習林、国立立山少年自然の家、名古屋大学農学部附属演習林及び種苗管理センター雲仙農場に係る部分並びに石狩川開発建設部漁川ダム管理所、琉球大学附属熱帯生物園研究センター西表実験所及び西表島測候所に係る部分(級別区分に係る部分に限る。))並びに附則第二項から第八項までの規定は、平成十年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の規則九一五五(以下「改正後の規則」という。)第二条の規定により職員に対する特勤勤務手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同条第二項各号に定める日が平成十年四月一日(以下「施行日」という。)前であるときは、当該職員に対する同項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは、「平成十年四月一日」とする。

3 改正後の規則第四条第二項の規定により職員に対する特勤勤務手当に準ずる手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同項に規定する日が施行日前であるときは、当該職員に対する同項の規定の適用については、同項中「同項に規定する異動又は官署の移転の日(職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に勤務することとなつた場合(人事院が定める場合に限る。))」には、その日前の人事院が定める日」とあるのは、「平成十年四月一日」とする。

4 改正後の規則第五条第三項の規定により改正後の規則第四条第二項に規定する方法によつて職員に対する特勤勤務手当に準ずる手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同項に規定する日が施行日前であるときは、当該職員に対する改正後の規則第五条第三項の規定に基づく改正後の規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「同項に規定する異動又は官署の移転の日(職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に勤務することとなつた場合(人事院が定める場合に限る。))」には、その日前の人事院が定める日」とあるのは、「平成十年四月一日」とする。

5 改正後の規則第一条に定めるもののほか、施行日の前日において給与法第十三条の二第一項の特勤官署(以下「特勤官署」という。)とされていた官署のうち人事院の定める官署は、平成十三年三月三十一日までの間、特勤官署とする。

6 前項の規定に基づき特勤官署とされた官署に勤務する職員の特勤勤務手当の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあっては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額を合算し(その額が当該職員の現に受ける俸給及

び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額)に百分の四を乗じて得た額に、施行日から平成十二年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

7 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位である官署に勤務する職員の特勤勤務手当の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までの間(その期間内に当該官署が級別区分の異なる特勤官署に該当することとなつた場合又は特勤官署に該当しないこととなつた場合)にあっては、その該当し、又は該当しないこととなつた日の前日までの間、同条(附則第二項において読み替へられる場合を含む。)の規定による特勤勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務する職員にあっては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額(その額が当該職員の現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額)に百分の四(施行日の前日における級別区分が六級地である場合は百分の五)を乗じて得た額に施行日から平成十二年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額とする。

8 施行日の前日において給与法第十三条の三第一項の規定に基づき準特勤官署とされていた官署のうち、平成十三年三月三十一日までの間同項の規定に基づく準特勤官署として人事院が指定する官署に在勤する職員の特勤勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項又は第五条第三項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては同日に受けていた俸給及び扶養手当の月額を合算し(その額が当該職員の現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額)に百分の四(同日において給与法第十三条の三第一項に規定する官署を異にする異動の日から起算して五年に達している場合は、百分の二)を乗じて得た額に、施行日から平成十二年三月三十一日までの間にあっては百分の百(その期間内に当該異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、百分の五十)を、同年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

附 則 (平成一〇年四月三〇日人事院規則九一五五—四六)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一五五(以下「改正後の規則」という。)別表北海道の項は平成十年四月一日から、改正後の規則別表長野県、岐阜県、京都府及び和歌山県の項は同月九日から適用する。

附 則 (平成一〇年七月一日人事院規則九一五五—四七)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十年七月一日から適用する。

附 則 (平成一一年二月八日人事院規則九一五五—四八)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年四月三〇日人事院規則九一五五—四九)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定(別表岐阜県の項及び宮崎県の項の規定を除く。)は、平成十一年四月一日から適用する。

附 則 (平成一二年二月一日人事院規則九一五五—五〇)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日人事院規則一一二七)
この規則は、公布の日から施行する。

則九一五五（以下「改正後の規則」という。）第二条の規定にかかわらず、平成二十二年三月三十一日までの間（その期間内に当該官署が級別区分の異なる給与法第十三条の二第一項の特地官署（以下「特地官署」という。）に該当することとなった場合又は特地官署に該当しないこととなった場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、改正後の規則第二条（規則九一五五―四五（人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）附則第二項において読み替えられる場合を含む。）の規定による特地勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務する職員にあつては同条第二項各号に定める日（規則九一五五―四五附則第二項の規定により読み替えられる場合にあつては、平成十年四月一日。以下この項において同じ。）に受けていた俸給の月額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、その額に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた俸給の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額（その額が当該職員と同条第二項各号に定める日に受けていた俸給の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を超えることとなる期間については、当該合算した額）に百分の四を乗じて得た額を施行日から平成二十一年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務する職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額とする。

3 施行日における級別区分が二級地である官署のうち、施行日の前日における級別区分が三級地とされていた官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項から第四項まで又は第五条第三項の規定にかかわらず、平成二十二年三月三十一日までの間に当該官署が級別区分の異なる特地官署に該当することとなった場合（級別区分が一級地に該当することとなった場合を除く。）若しくは特地官署に該当しないこととなった場合又は給与法第十四条第一項に規定する準特地官署（以下この項において「準特地官署」という。）に該当することとなった場合若しくは準特地官署に該当しないこととなった場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、改正後の規則第四条第二項から第四項まで又は第五条第三項の規定による同手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤する職員にあつては改正後の規則第四条第二項（同条第三項及び第四項において読み替えられる場合を含む。）又は第五条第三項に規定する日に受けていた俸給の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額（その額が当該職員の現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合算した額）に百分の一を乗じて得た額に、施行日から平成二十一年三月三十一日までの間にあつては百分の百（施行日前に給与法第十四条第一項に規定する官署を異にする異動の日（当該職員が改正後の規則第五條第三項第一号に規定する職員である場合にあつては、同号に規定する日。以下この項において同じ。）から起算して四年に達した場合及びその期間内に当該異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零）を、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間にあつては百分の五十（平成二十一年三月三十一日以前に当該異動の日から起算して四年に達した場合及びその期間内に当該異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤する職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額とする。

附則（平成一九年五月一六日人事院規則九一五五―一九〇）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表北海道の項（旭川地方法務局礼文出張所及び旭川地方法務局利尻出張所に係る部分に限る。）の改正規定は、平成十九年五月二十一日から施行する。
（適用日）

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の規則九一五五別表東京都の項の規定及び同表備考中小笠原自然保護官事務所に係る部分は平成十九年四月九日から、同表北海道の項の規定及び同表備考中羅臼自然保護官事務所に係る部分は同年五月一日から適用する。
附則（平成一九年七月二三日人事院規則九一五五―一九二）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成十九年七月一日から適用する。
附則（平成一九年七月二〇日人事院規則一―四八）抄

1（施行期日）
この規則は、平成十九年八月一日から施行する。
附則（平成一九年一〇月一日人事院規則九一五五―一九二）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成二〇年四月一日人事院規則九一五五―一九三）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成二〇年四月一六日人事院規則九一五五―一九四）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成二十年三月十七日から適用する。
附則（平成二〇年七月一六日人事院規則九一五五―一九五）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五別表沖縄県の項の規定は、平成二十年七月一日から適用する。
附則（平成二〇年一〇月一日人事院規則九一五五―一九六）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成二二年三月一六日人事院規則九一五五―一九七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一五五の規定は、平成二十一年三月二日から適用する。
附則（平成二二年四月一日人事院規則九一五五―一九八）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成二二年一〇月一日人事院規則九一五五―一九九）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成二二年一二月三日人事院規則九一五五―二〇〇）
この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。
附則（平成二二年一二月二日人事院規則九一五五―二〇一）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成二二年一二月二八日人事院規則一―五六）抄

1（施行期日）
この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。
附則（平成二二年三月一五日人事院規則九一五五―二〇二）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成二二年三月二六日人事院規則九一五五―二〇三）

第一条 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

等であつたものにあつてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額、任期付短時間勤務職員にあってはその月額をその日における任期付短時間算出率で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額（その額が当該職員の現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額（減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）を超えることとなる期間については、当該合計額）とする。

6 第四項の規定の適用を受ける職員（同項第一号及び第三号の規定の適用を受ける職員を除く。）については、施行日から平成二十四年十月三十一日までの間は、改正後の規則第四条第五項及び第五条第四項の規定は、適用しない。

（特定特地位官署に該当することとなつた官署に勤務する職員の特地位勤務手当等の月額に関する経過措置）

第三条 施行日の前日において特地位官署とされていた官署のうち、施行日に改正後の規則第二条の二各号に掲げる官署（以下この条において「特定特地位官署」という。）に該当することとなつた官署に勤務する職員の給与法第十三条の二第一項又は第二項の規定による特地位勤務手当（冬期以外の期間に支給するものに限り。）の月額は、改正後の規則第二条及び第六条の二の規定にかかわらず、平成二十四年十月三十一日までの間（その期間内に当該官署が特定特地位官署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当しないこととなつた日の前日までの間）、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあっては前条第二項の特地位勤務手当経過措置基礎額に当該官署の同日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成二十四年十月三十一日までの間にあつては百分の百を、平成二十三年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の七十を、平成二十四年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者については当該職員とは、権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成二十四年十月三十一日までの間は、改正後の規則第二条の二の規定は、適用しない。

3 施行日の前日において特地位官署とされていた官署のうち、施行日に特定特地位官署に該当することとなつた官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地位勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するものに限り。）の月額は、改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第三項及び第六条の四の規定にかかわらず、平成二十四年十月三十一日までの間（その期間内に当該官署が特定特地位官署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当しないこととなつた日の前日までの間）、改正後の規則第四条第五項第一号に掲げる官署に該当することとなつた場合にあつては、その該当することとなつた日の前日までの間）、改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第三項又は第六条の四の規定による特地位勤務手当に準ずる手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては前条第四項の準ずる手当経過措置基礎額に百分の一（施行日前に異動の日から起算して四年に達した場合及び施行日から平成二十四年十月三十一日までの期間内に異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零）を乗じて得た額に施行日から平成二十二年十月三十一日までの間にあつては百分の百を、平成二十三年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の七十を、平成二十四年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、当該職員以外の者については当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額（減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（級別区分が下位となつた特地位官署に勤務する職員の特地位勤務手当等の月額に関する経過措置）
 第四条 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位となつた官署に勤務する職員の給与法第十三条の二第一項又は第二項の規定による特地位勤務手当（改正後の規則別表の

一の表備考第二項の規定の適用を受ける官署（以下この項において「特例官署」という。）に勤務する職員にあっては、冬期以外の期間に支給するものに限り。）の月額は、改正後の規則第二条及び第六条の二の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日（特例官署に勤務する職員にあっては、平成二十四年十月三十一日）までの間（その期間内に当該下位となつた官署が級別区分の異なる特地位官署に該当することとなつた場合（特例官署が毎年十一月一日に二級地に該当することとなる場合及び毎年四月一日に一級地に該当することとなる場合を除く。）又は特地位官署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなつた日の前日までの間）、改正後の規則第二条（規則九一五―四五附則第二項の規定において読み替えられる場合を含む。）又は第六条の二の規定による特地位勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該下位となつた官署に勤務している職員にあっては附則第二条第二項の特地位勤務手当経過措置基礎額に当該官署の同日における級別区分に係る支給割合から施行日における級別区分に係る支給割合を減じた割合を乗じて得た額に施行日から平成二十三年三月三十一日（特例官署に勤務する職員にあっては、平成二十二年十月三十一日）までの間にあつては百分の百を、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日（特例官署に勤務する職員にあっては、平成二十三年三月三十一日）までの間にあつては百分の七十を、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日（特例官署に勤務する職員にあっては、平成二十四年十月三十一日）までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、施行日の前日から引き続き当該下位となつた官署に勤務している職員以外の者については当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額（減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）に百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 施行日における級別区分が二級地又は一級地に該当することとなつた官署のうち、施行日の前日における級別区分が三級地とされていた官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地位勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第三項及び第六条の四の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間（その期間内に当該官署が級別区分の異なる特地位官署に該当することとなつた場合（級別区分が二級地である官署が一級地に該当することとなつた場合及び一級地である官署が二級地に該当することとなつた場合を除く。）又は特地位官署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなつた日の前日までの間）、改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第三項又は第六条の四の規定による特地位勤務手当に準ずる手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては附則第二条第四項の準ずる手当経過措置基礎額に百分の一（施行日前に異動の日から起算して四年に達した場合及び施行日から平成二十五年三月三十一日までの期間内に異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零）を乗じて得た額に施行日から平成二十三年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、当該職員以外の者については当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額（減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（準特地位官署とされていた官署に在勤する職員の特地位勤務手当に準ずる手当の月額に関する経過措置）

第五条 施行日の前日において準特地位官署とされていた官署のうち、平成二十五年三月三十一日までの間、準特地位官署として人事院が指定する官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地位勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項から第四項ま

(雑則)
第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附則 (平成二十七年三月三〇日人事院規則九一五五―一二一)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二十七年四月一〇日人事院規則九一五五―一二二)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十七年一〇月一日人事院規則九一五五―一二三)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十八年四月一日人事院規則九一五五―一二四)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十八年九月一日人事院規則九一五五―一二五)

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(特地位官署とされていた官署に勤務する職員の特地位勤務手当の月額等に関する経過措置)

第二条 この規則による改正後の規則九一五五(以下「改正後の規則」という。)第一条に定めるもののほか、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において給与法第十三条の二第一項に規定する特地位官署(以下「特地位官署」という。)とされていた官署のうち人事院の定める官署は、平成三十一年三月三十一日までの間、特地位官署とする。

2 前項の規定に基づき特地位官署とされた官署に勤務する職員の給与法第十三条の二第一項及び第二項の規定による特地位勤務手当の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあっては特地位勤務手当経過措置基礎額にこの規則による改正前の規則九一五五(以下「改正前の規則」という。)による当該官署の級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、当該職員以外の者については当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

3 前項の特地位勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第二条各号に定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額(以下この条において「勤務することとなった日等に係る基礎額」という。)と施行日の前日(以下この条において「前日」という。)の合計額の二分の一に相当する額(第五項第二号において「施行日の前日」に係る基礎額という。)を合算した額(その額が勤務することとなった日等に係る基礎額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額を合算した額(以下この項において「特地位勤務手当経過措置特例基礎額」という。))を超えることとなる期間については、当該特地位勤務手当経過措置特例基礎額とする。

4 改正後の規則第二条第三項各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、勤務することとなった日等に係る基礎額は、当該各号の規定により読み替えられた同条第二項の規定の例による勤務することとなった日等に係る基礎額とする。

5 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員若しくは育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。若しくは育児休業法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))又は改正後の規則第一条第二項各号に定める日若しくは施行日の前日において育児短時間勤務職員等であったものに係る前二項の規定による特地位勤務手当経過措置基礎額の算定については、次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 勤務することとなった日等に係る基礎額に係る俸給の月額 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、改正後の規則第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に係る俸給の月額を同日における育児休

業法第十七条(育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下この条において「育児短時間算出率」という。)で除して得た額

ロ 育児短時間勤務職員等であつて、改正後の規則第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの その日に係る俸給の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ハ 育児短時間勤務職員等であつて、改正後の規則第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に係る俸給の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額

二 任期付短時間勤務職員 改正後の規則第二条第二項各号に定める日に係る俸給の月額を同日における育児休業法第二十五條の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下この条において「任期付短時間算出率」という。)で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額

二 施行日の前日(以下「前日」という。)に係る基礎額に係る俸給の月額 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に受けていた俸給の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額

ロ 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの その日に受けていた俸給の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ハ 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に受けていた俸給の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額

二 任期付短時間勤務職員 施行日の前日(以下「前日」という。)において育児短時間勤務職員等であつたもの その日に受けていた俸給の月額を同日における任期付短時間算出率で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額

6 第一項の規定に基づき特地位官署とされた官署に勤務する職員のうち、改正前の規則第二条の二各号に掲げる官署であつた官署(次項において「改正前の特地位官署」という。)に勤務する職員には、平成二十九年十一月一日から平成三十一年三月三十一日まで及び同年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間(以下「冬期」という。)以外の期間は、特地位勤務手当を支給しない。

7 第一項の規定に基づき特地位官署とされた官署に在勤する職員の給与法第十四條第一項又は第二項の規定による特地位勤務手当に準ずる手当(第五号に掲げる職員にあっては、冬期に支給するものに限り。)の月額は、改正後の規則第四条第二項及び第三項、第五条第三項並びに第十一条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあっては次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、同日から引き続き当該官署に在勤している職員以外の者については当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

一 施行日において給与法第十四條第一項に規定する準特地位官署(以下「準特地位官署」という。)に該当することとなつた官署以外の官署に在勤する職員(次号に掲げる職員を除く。) 準ずる手当経過措置基礎額に百分の五(改正後の規則第四条第二項、第五条第三項又は第十一条第一項に規定する日(以下「異動の日等」という。))から起算して四年に達した日後から五年に達する日までの間にあっては百分の四、異動の日等から起算して五年に達した日後については百分の二)を乗じて得た額に、施行日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

二 施行日において準特地位官署に該当することとなった官署以外の官署であつて、改正前の特定特地位官署であつた官署に在勤する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 冬期以外の期間 準ずる手当経過措置基礎額に百分の四（異動の日等から起算して五年に達した日後については、百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成二十九年十月三十一日までの間にあつては百分の七十を、平成三十年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ 冬期 準ずる手当経過措置基礎額に百分の五（異動の日等から起算して四年に達した日後から五年に達する日までの間については百分の四、異動の日等から起算して五年に達した日以後については百分の二）を乗じて得た額に、平成二十九年十一月一日から平成三十年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

三 施行日において改正後の規則第四条第四項第二号に掲げる準特地位官署に該当することとなつた官署であつて、改正前の特定特地位官署であつた官署に在勤する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 冬期以外の期間 前号イに定める額

ロ 冬期 当該官署を準特地位官署とみなした場合における改正後の規則第四条第二項若しくは第三項、第五条第三項又は第十一条の規定による特地位勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に百分の一（異動の日等から起算して四年に達した職員にあつては、零）を乗じて得た額に、平成二十九年十一月一日から平成三十年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

四 施行日において準特地位官署に該当することとなつた官署に在勤する職員（前号及び次号に掲げる職員を除く。）当該官署を準特地位官署とみなした場合における改正後の規則第四条第二項若しくは第三項、第五条第三項又は第十一条の規定による特地位勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に百分の一（異動の日等から起算して四年に達した職員にあつては、零）を乗じて得た額に、施行日から平成三十年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

五 施行日において準特地位官署に該当することとなつた官署であつて、改正前の特定特地位官署であつた官署に在勤する職員（第三号に掲げる職員を除く。）第三号ロに定める額

前項の準ずる手当経過措置基礎額は、異動の日等を受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額（以下この項において「準ずる手当経過措置特例基礎額」という。）を超えることとなる期間については、当該準ずる手当経過措置特例基礎額）とする。

9 育児短時間勤務職員等若しくは任期付短時間勤務職員又は異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたものに係る前項の規定による準ずる手当経過措置基礎額の算定については、異動の日等に係る俸給の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 異動の日等に係る俸給の月額を異動の日等における育児短時間勤務率で除して得た額

二 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 異動の日等に係る俸給の月額に育児短時間勤務率を乗じて得た額

三 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 異動の日等に係る俸給の月額を異動の日等における育児短時間勤務率で除して得た額に育児短時間勤務率を乗じて得た額

四 任期付短時間勤務職員 異動の日等に係る俸給の月額を異動の日等における任期付短時間勤務率で除して得た額に任期付短時間勤務率を乗じて得た額

10 第七項第二号に掲げる職員のうち、改正前の規則第四項第五項第一号に掲げる官署であつた官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、特地位勤務手当に準ずる手当を支給しない。

11 第七項第三号の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成三十年十月三十一日までの間は、改正後の規則第四条第四項及び第五条第四項（改正後の規則第十一条第二項において読み替へて準用する場合を含む。附則第六条第二項において同じ。）の規定は、適用しない。（特定特地位官署に該当することとなつた官署に勤務する職員の特地位勤務手当の月額等に関する経過措置）

第三条 改正前の規則別表の一の表に掲げられていた官署のうち、施行日に改正後の規則第二条の二各号に掲げる官署（以下「特定特地位官署」という。）に該当することとなつた官署に勤務する職員の給与法第十三条の二第二項及び第二項の規定による特地位勤務手当（第二号に掲げる職員にあつては、冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間（その期間内に当該官署が特定特地位官署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当しないこととなつた日の前日までの間）、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあつては次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、同日から引き続き当該官署に勤務している職員以外者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

一 改正前の規則による級別区分が二級地であつた官署に勤務する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 冬期以外の期間 前条第三項から第五項までの規定による特地位勤務手当経過措置基礎額に百分の八を乗じて得た額に、施行日から平成二十九年十月三十一日までの間にあつては百分の七十を、平成三十年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ 冬期 改正後の規則第二条の規定による特地位勤務手当の月額に、前条第三項から第五項までの規定による特地位勤務手当経過措置基礎額に百分の四を乗じて得た額に、平成二十九年十一月一日から平成三十年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

二 改正前の規則による級別区分が一級地であつた官署に勤務する職員 前条第三項から第五項までの規定による特地位勤務手当経過措置基礎額に百分の四を乗じて得た額に、施行日から平成二十九年十月三十一日までの間にあつては百分の七十を、平成三十年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成三十年十月三十一日までの間は、改正後の規則第二条の二の規定は、適用しない。

3 改正前の規則別表の一の表に掲げられていた官署のうち、施行日に特定特地位官署に該当することとなつた官署に在勤する職員（給与方法第十四条第一項又は第二項の規定による特地位勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第四条第二項及び第三項、第五条第三項並びに第十一条第一項の規定にかかわらず、平成三十年十月三十一日までの間（その期間内に当該官署が特定特地位官署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当しないこととなつた日の前日までの間）、改正後の規則第四条第四項第一号に掲げる官署に該当することとなつた場合にあつては、その該当することとなつた日の前日までの間）、施行日の前日から引き続き当該施行日に特定特地位官署に該当することとなつた官署に在勤している職員にあつては改正後の規則第四条第二項若しくは第三項、第五条第三項又は第一項の規定による準ずる手当経過措置基礎額に百分の一（異動の日等から起算して四年に達した職員にあつては、零）を乗じて得た額

四 任期付短時間勤務職員 異動の日等に係る俸給の月額を異動の日等における任期付短時間勤務率で除して得た額に任期付短時間勤務率を乗じて得た額

10 第七項第二号に掲げる職員のうち、改正前の規則第四項第五項第一号に掲げる官署であつた官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、特地位勤務手当に準ずる手当を支給しない。

11 第七項第三号の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成三十年十月三十一日までの間は、改正後の規則第四条第四項及び第五条第四項（改正後の規則第十一条第二項において読み替へて準用する場合を含む。附則第六条第二項において同じ。）の規定は、適用しない。（特定特地位官署に該当することとなつた官署に勤務する職員の特地位勤務手当の月額等に関する経過措置）

第三条 改正前の規則別表の一の表に掲げられていた官署のうち、施行日に改正後の規則第二条の二各号に掲げる官署（以下「特定特地位官署」という。）に該当することとなつた官署に勤務する職員の給与法第十三条の二第二項及び第二項の規定による特地位勤務手当（第二号に掲げる職員にあつては、冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間（その期間内に当該官署が特定特地位官署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当しないこととなつた日の前日までの間）、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあつては次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、同日から引き続き当該官署に勤務している職員以外者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

一 改正前の規則による級別区分が二級地であつた官署に勤務する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 冬期以外の期間 前条第三項から第五項までの規定による特地位勤務手当経過措置基礎額に百分の八を乗じて得た額に、施行日から平成二十九年十月三十一日までの間にあつては百分の七十を、平成三十年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ 冬期 改正後の規則第二条の規定による特地位勤務手当の月額に、前条第三項から第五項までの規定による特地位勤務手当経過措置基礎額に百分の四を乗じて得た額に、平成二十九年十一月一日から平成三十年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

二 改正前の規則による級別区分が一級地であつた官署に勤務する職員 前条第三項から第五項までの規定による特地位勤務手当経過措置基礎額に百分の四を乗じて得た額に、施行日から平成二十九年十月三十一日までの間にあつては百分の七十を、平成三十年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

- 附則（平成二九年八月八日人事院規則九一五五―一二九）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二九年九月四日人事院規則九一五五―一三〇）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（平成三〇年二月一日人事院規則一―七七）抄
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 附則（平成三〇年三月三〇日人事院規則九一五五―一三二）
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 附則（平成三〇年四月二四日人事院規則九一五五―一三三）
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一五五別表の一の表北海道の項の規定中十勝西部森林管理署東大雪支署ニペソツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係る部分並びに別表の二の表北海道の項の規定中十勝西部森林管理署東大雪支署ニペソツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係る部分並びに同表備考中十勝西部森林管理署東大雪支署ニペソツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係る部分は、平成三十年四月一日から適用する。
- 附則（平成三〇年六月二九日人事院規則九一五五―一三三）
この規則は、平成三十年七月一日から施行する。
- 附則（平成三〇年八月三一日人事院規則九一五五―一三四）
この規則は、平成三十年九月一日から施行する。ただし、別表の一の表沖縄県の項及び同表備考第一項の改正規定は、同年十月一日から施行する。
- 附則（平成三〇年十一月三〇日人事院規則九一五五―一三五）
この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。
- 附則（平成三一年四月一日人事院規則九一五五―一三六）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（令和二年四月一日人事院規則九一五五―一三七）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（令和二年一月一日人事院規則九一五五―一三八）
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一五五別表の二の表北海道の項の規定中大雪山国立公園管理事務所に係る部分は、令和二年四月一日から適用する。
- 附則（令和三年四月一日人事院規則九一五五―一三九）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（令和三年七月一日人事院規則九一五五―一四〇）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（令和三年一月一日人事院規則九一五五―一四一）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附則（令和四年二月一八日人事院規則一―七九）抄
（施行期日）
第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
（定義）
第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）をいう。
 - 二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。
 - 三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。
 - 四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。

<p>五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。</p> <p>六 施行日 この規則の施行の日をいう。</p> <p>七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。</p> <p>（雑則） 第二十五条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。</p> <p>附則（令和四年四月一日人事院規則九一五五―一四二） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附則（令和四年七月一日人事院規則九一五五―一四三） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附則（令和五年三月二日人事院規則九一五五―一四四） この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>附則（令和五年五月一日人事院規則九一五五―一四五） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一五五別表の一の表長野県の項及び同表備考第一項の規定は令和四年十月一日から、同表北海道の項及び岐阜県の項並びに同表備考第二項の規定は令和五年四月一日から適用する。</p> <p>附則（令和五年六月三〇日人事院規則九一五五―一四六） この規則は、令和五年七月一日から施行する。</p> <p>附則（令和五年八月一日人事院規則九一五五―一四七） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>別表（第一条、第二条関係） 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署</p>	<p>所在地</p> <p>官署</p> <p>檜山森林管理署奥尻森林事務所</p> <p>上川北部森林管理署佐久森林事務所 上川北部森林管理署共和森林事務所 宗谷森林管理署礼文森林事務所 宗谷森林管理署利尻森林事務所 日高北部森林管理署振内森林事務所 日高北部森林管理署幌尻森林事務所 日高北部森林管理署貴賀別森林事務所 根釧東部森林管理署羅臼森林事務所 根室海上保安部羅臼海上保安署 羅臼自然保護官事務所 阿寒湖管理官事務所</p>	<p>道海北</p> <p>奥尻郡奥尻町宇奥尻四四四</p> <p>中川郡中川町宇安川三二の四 中川郡中川町宇安川三二の四 礼文郡礼文町香深村宇ウケトシナイ 利尻郡利尻富士町鴛泊宇栄町一九五の一 沙流郡平取町振内町三二の三 沙流郡平取町振内町三二の三 沙流郡平取町振内町三二の三 目梨郡羅臼町船見町一三六 目梨郡羅臼町船見町一三二 目梨郡羅臼町湯ノ沢町六の二七 釧路市阿寒町阿寒湖温泉一の一 石狩市浜益区柏木二〇四 島牧郡島牧村宇泊八三の二二</p> <p>石狩森林管理署浜益森林事務所 後志森林管理署永豊森林事務所</p> <p>地二級</p> <p>地三級</p> <p>区級</p>
---	--	--

青森県	上川郡上川町字層雲峽	旭川開発建設部旭川河川事務所大雪ダム管理支所	二級地
	勇払郡占冠村字中央	上川南部森林管理署占冠森林事務所	
	勇払郡占冠村字中央	上川南部森林管理署双珠別森林事務所	
	天塩郡幌延町宮園町一〇の四	留萌北部森林管理署幌延森林事務所	
	天塩郡幌延町字幌延一五三の二	留萌開発建設部幌延河川事務所	
	勇払郡むかわ町徳別八三の一	胆振東部森林管理署徳別森林事務所	
	勇払郡むかわ町徳別八三の一	胆振東部森林管理署稲里森林事務所	
	沙流郡日高町栄町東二の二五八の三	日高北部森林管理署	
	沙流郡日高町栄町東二の二五八の三	日高北部森林管理署日高森林事務所	
	沙流郡日高町栄町東二の二五八の三	日高北部森林管理署日勝森林事務所	
	沙流郡日高町松風町二の二五一の四	室蘭開発建設部日高道路事務所	
	沙流郡平取町字二風谷二四の四	室蘭開発建設部鶴川沙流川河川事務所	
	沙流郡平取町字二風谷二四の四	室蘭開発建設部鶴川沙流川河川事務所二風谷ダム管理支所	
	沙流郡平取町字芽生八四の七	室蘭開発建設部鶴川沙流川河川事務所平取ダム管理支所	
	川上郡弟子屈町美留和六九	根釧西部森林管理署美留和森林事務所	一級地
	空知郡南富良野町字幾寅	上川南部森林管理署	
	空知郡南富良野町字幾寅	上川南部森林管理署幾寅森林事務所	
	空知郡南富良野町字幾寅	上川南部森林管理署落合森林事務所	
	空知郡南富良野町字幾寅	上川南部森林管理署金山森林事務所	
	雨竜郡幌加内町字清月	空知森林管理署北空知支署	
	雨竜郡幌加内町字清月	空知森林管理署北空知支署幌加内森林事務所	
	斜里郡斜里町ウトロ東無番地	知床森林生態系保全センター	
	斜里郡斜里町ウトロ西一八六の一〇	ウトロ自然保護官事務所	
	常呂郡置戸町字常元	網走開発建設部北見河川事務所鹿ノ子ダム管理支所	
	河東郡上士幌町字ぬかびら源泉郷	十勝西部森林管理署東大雪支署糠平森林事務所	
	河東郡上士幌町字ぬかびら源泉郷	十勝西部森林管理署東大雪支署三股森林事務所	
	上川郡新得町字屈足トムラウシ	帯広開発建設部帯広河川事務所十勝ダム管理支所	
	河西郡中札内村南札内七三五の二	帯広開発建設部帯広河川事務所札内川ダム管理支所	
	川上郡弟子屈町屈斜路	根釧西部森林管理署屈斜路森林事務所	
	川上郡弟子屈町川湯温泉二の二	阿寒摩周国立公園管理事務所	
	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋四八六	十和田八幡平国立公園管理事務所	
	東津軽郡今別町大字今別字西田二五八の六	青森森林管理署今別森林事務所	
	東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川二五七の一	青森森林管理署三厩森林事務所	
	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢三一の一	津軽森林管理署深浦森林事務所	
	西津軽郡深浦町大字正道尻字小磯四九の四	津軽森林管理署岩崎森林事務所	

栃木県	北郡佐井村大字佐井字大佐井川目三九の四	下北森林管理署佐井森林事務所	一級地
	五所川原市相内吉野一五の三三一	津軽森林管理署金木支署市浦森林事務所	
	むつ市脇野沢渡向二九の七	下北森林管理署脇野沢森林事務所	
	下閉伊郡田野畑村菅窪二〇五の四	三陸北部森林管理署田野畑森林事務所	
岩手県	八幡平市荒屋新町四一の八	岩手北部森林管理署	一級地
	八幡平市荒屋新町四一の八	岩手北部森林管理署新町森林事務所	
	下閉伊郡岩泉町安家字日蔭一四九の二	三陸北部森林管理署久慈支署安家森林事務所	
	北秋田市阿仁幸屋渡字前野七の一	米代東部森林管理署上小阿仁支署比立内森林事務所	二級地
	男鹿市北浦北浦字五輪野一五六の八	米代西部森林管理署男鹿森林事務所	一級地
	北秋田市阿仁笑内字金倉五三の六	米代東部森林管理署上小阿仁支署笑内森林事務所	
	仙北市田沢湖玉川字下水無九二	東北地方整備局玉川ダム管理所	
	北秋田郡上小阿仁村南沢字箱淵岱一〇の一	米代東部森林管理署上小阿仁支署南沢森林事務所	一級地
	西村山郡西川町大字大井沢字長トロー一八二の一	山形森林管理署中村森林事務所	
山形県	南会津郡檜枝岐村字下ノ原九六七の一	会津森林管理署南会津支署檜枝岐森林事務所	一級地
	南会津郡檜枝岐村字下ノ原八六七の一	檜枝岐自然保護官事務所	
	南会津郡南会津町山口字村上八六七	会津森林管理署南会津支署	四級地
	南会津郡南会津町松戸原二四	会津森林管理署南会津支署湯ノ花森林事務所	三級地
	南会津郡只見町大字大倉字広田面一四六六	会津森林管理署南会津支署小林森林事務所	
	南会津郡南会津町古町字東居平九	会津森林管理署南会津支署伊南森林事務所	二級地
	大沼郡昭和村大字小津川字石仏一八〇〇の二	会津森林管理署昭和森林事務所	
	双葉郡川内村大字下川内字石崎三一の五	磐城森林管理署川内森林事務所	一級地
	常陸太田市徳田町上宿三五六の三	茨城森林管理署徳田森林事務所	
茨城県	常陸太田市小妻町三六七	茨城森林管理署折橋森林事務所	一級地
	日光市三依六四四	日光森林管理署三依森林事務所	一級地

都 京 東	群 馬 県	石 川 県	長 野 県
<p>小笠原村父島字東町一五二 小笠原村父島字西町 小笠原村父島字清瀬 小笠原村父島字西町 小笠原村母島字静沢 八丈町大賀郷二二六三</p>	<p>利根郡片品村大字鎌田字下半瀬三八八五の一 多野郡上野村大字勝山二一七</p>	<p>大島町元町字家の上四四五の九 白山市白峰ホ二五の一</p>	<p>木曾郡王滝村二四七一の一 木曾郡王滝村二四七一の一 木曾郡王滝村二四七一の一 松本市安曇三九四二の四 松本市安曇四四六八 南佐久郡川上村大字御所平一〇二七の一 下伊那郡大鹿村大字大河原八三の一 木曾郡上松町正島町一の四の一 木曾郡上松町正島町一の四の一 木曾郡木曾町開田高原末川二七三四の五 松本市奈川二四九二の二</p>
<p>伊豆大島区検察庁 伊豆諸島管理官事務所 白山自然保護官事務所</p>	<p>片品自然保護官事務所 群馬森林管理署檜原森林事務所</p>	<p>木曾森林管理署瀬戸川森林事務所 木曾森林管理署水ヶ瀬森林事務所 木曾森林管理署大野川森林事務所</p>	<p>上高地管理官事務所 東信森林管理署川上森林事務所 南信森林管理署大鹿森林事務所 木曾森林管理署 木曾森林管理署駒ヶ岳森林事務所 木曾森林管理署開田森林事務所 中信森林管理署奈川森林事務所</p>
<p>小笠原諸島森林生態系保全センター 小笠原総合事務所 父島気象観測所 横浜海上保安部小笠原海上保安署 小笠原自然保護官事務所 母島自然保護官事務所 八丈島区検察庁</p>	<p>関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所 関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所湯西川ダム管理支所</p>	<p>中部地方整備局飯田国道事務所木曾維持出張所</p>	<p>南信森林管理署上村森林事務所 木曾森林管理署南木曾支署阿寺森林事務所 木曾森林管理署南木曾支署須原森林事務所 中部地方整備局飯田国道事務所木曾維持出張所</p>
地 六級	地 一級	地 二級	地 二級

岐 阜 県	静 岡 県	愛 知 県	三 重 県	奈 良 県	和 歌 山 県	島 根 県	広 島 県
<p>高山市莊川町新渕字ぼた下九二</p>	<p>高山市白川村大字鳩谷字北長四三三の一 高山市高根町上ヶ洞字井ノ口三八三</p>	<p>豊田市閑羅瀬町東畑六七</p>	<p>松阪市飯高町森一八一〇の一</p>	<p>吉野郡十津川村上野地二四一の四 吉野郡下北山村下池原一三六</p>	<p>田辺市本宮町切畑田ノ元二二一の五 田辺市龍神村東四九九の一</p>	<p>鹿足郡吉賀町柿木村柿木七六五の五</p>	<p>安芸高田市美土里町生田一七七七の一</p>
<p>飛騨森林管理署莊川森林事務所</p>	<p>飛騨森林管理署白川森林事務所 飛騨森林管理署上ヶ洞森林事務所</p>	<p>中部地方整備局矢作ダム管理所</p>	<p>中部地方整備局蓮ダム管理所</p>	<p>奈良森林管理事務所十津川森林事務所 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所大迫ダム管理所</p>	<p>和歌山森林管理署龍神森林事務所</p>	<p>島根森林管理署柿木森林事務所</p>	<p>広島北部森林管理署生桑森林事務所</p>
地 二級	地 一級	地 一級	地 一級	地 二級	地 一級	地 二級	地 一級

概森林事務所、群馬森林管理署榎原森林事務所、木曾森林管理署開田森林事務所及び飛騨森林管理署白川森林事務所については、冬期は、級別区分が三級地である官署として同表に掲げられているものとし、上川南部森林管理署、上川南部森林管理署幾寅森林事務所、上川南部森林管理署落合森林事務所、上川南部森林管理署金山森林事務所、空知森林管理署北空知支署、空知森林管理署北空知支署幌加内森林事務所、知床森林生態系保全センター、ウトロ自然保護官事務所、根釧西部森林管理署屈斜路森林事務所、阿寒摩周国立公園管理事務所、津軽森林管理署金木支署市浦森林事務所、下北森林管理署脇野沢森林事務所、岩手北部森林管理署上小阿仁支署町森林事務所、三陸北部森林管理署久慈支署安家森林事務所、米代東部森林管理署上小阿仁支署笑内森林事務所、山形森林管理署中村森林事務所、磐城森林管理署川内森林事務所、茨城森林管理署徳田森林事務所、関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所、片品自然保護官事務所、中信森林管理署奈川森林事務所、南信森林管理署上村森林事務所、木曾森林管理署南木曾支署阿寺森林事務所、木曾森林管理署南木曾支署須原森林事務所、飛騨森林管理署上ヶ洞森林事務所及び広島島北部森林管理署新市森林事務所については、冬期は、級別区分が二級地である官署として同表に掲げられているものとする。

二 冬期に限り特地勤務手当が支給される官署

北海道 都道府県 官署

北海夕張市南部青葉町五七三
札幌開発建設部夕張川ダム総合管理事務所

伊達市大滝区本町一二の一
後志森林管理署大滝森林事務所
石狩市厚田区厚田一一九八の一
石狩森林管理署厚田森林事務所
瀬棚郡今金町宇美利河
函館開発建設部今金河川事務所美利河ダム管理支所

上川郡上川町川端町九の一
上川中部森林管理署上川森林事務所
上川郡上川町川端町九の一
上川中部森林管理署清川森林事務所
上川郡上川町川端町九の三
上川中部森林管理署層雲峡森林事務所
上川郡上川町旭町三九の一
上川中部森林管理署大函森林事務所
上川郡上川町中央町六〇三
旭川開発建設部旭川道路事務所第二工務課
幌泉郡えりも町宇新浜六一の一五
大雪山国立公園管理事務所
えりも自然保護官事務所

上川郡新得町屈足柏町五の一の三
十勝西部森林管理署東大雪支署新得森林事務所
上川郡新得町屈足柏町五の一の三
十勝西部森林管理署東大雪支署屈足森林事務所
上川郡新得町屈足柏町五の一の三
十勝西部森林管理署東大雪支署ニベソツ森林事務所

上川郡新得町屈足柏町五の一の三
十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所

足寄郡陸別町陸別基線三二八
十勝東部森林管理署宇遠別森林事務所
足寄郡陸別町陸別基線三二八
十勝東部森林管理署鹿山森林事務所
足寄郡陸別町陸別基線三二八
十勝東部森林管理署陸別森林事務所
足寄郡陸別町陸別基線三二八
十勝東部森林管理署勲禰別森林事務所
足寄郡陸別町陸別基線三二八
十勝東部森林管理署斗満森林事務所

岩手久慈市山形町霜畑第六地割六六の一
三陸北部森林管理署久慈支署山形森林事務所

秋田由利本荘市島海町上笹子字下野二の一五
由利森林管理署笹子森林事務所

地 一級

地 一級

地 一級

北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中三七六の二三
米代東部森林管理署上小阿仁支署
北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中三七六の二三
米代東部森林管理署上小阿仁支署小沢田森林事務所
福島双葉郡葛尾村大字落合字西ノ内七の一
磐城森林管理署葛尾森林事務所
栃木日光市黒部二二の一三
日光森林管理署黒部森林事務所
群馬利根郡みなかみ町夜後二六
関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所藤原ダム管理支所
新潟東蒲原郡阿賀町豊川甲四七三の二
下越森林管理署豊川森林事務所
石川白山市白峰八一五〇の一
石川森林管理署白峰森林事務所
福井大野市長野第三三番地の一
近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所九頭竜ダム管理支所
長野塩尻市奈良井七九〇の一四
中信森林管理署奈良井森林事務所
木曾郡南木曾町読書一九一二の一
木曾森林管理署南木曾支署柿其森林事務所
木曾郡木祖村大字藪原一一九一の二七
木曾森林管理署藪原森林事務所
北安曇郡白馬村大字北城五九八の一
中信森林管理署白馬森林事務所
岐阜高山市奥飛騨温泉郷平湯七六三の二二
平湯管理官事務所
岐阜森林管理署大洞森林事務所
下呂市小坂町湯屋四

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（米代東部森林管理署上小阿仁支署及び米代東部森林管理署上小阿仁支署小沢田森林事務所に係るもの）にあつては同年九月四日、十勝西部森林管理署東大雪支署ニベソツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係るもの）にあつては平成三十年四月一日、えりも自然保護官事務所に係るもの）にあつては同年九月一日、中信森林管理署白馬森林事務所に係るもの）にあつては令和五年八月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

地 一級